

役員等規程

社会福祉法人 ちどり福祉会

第 1 章 総 則

〔目的〕

第1条 この規程は社会福祉法人ちどり福祉会(以下、法人という)の定款に定める以外の服務、定年の取扱および報酬等、その他役員等に関する基本的事項について定めたものである。

2. 役員等に関する事項で、法令、定款、理事会決議その他で特別の定めのない限り本規程による。

〔役員等の定義〕

第2条 理事・監事は定款に基づく役員であり、役員等として評議員を含む。

〔顧問〕

第3条 役員等とは別に顧問をおくことができる。顧問は評議員会に参加し、発言できるが、議決権は無いものとする。

〔常勤理事の定年〕

第4条 常勤理事の定年は満 60 歳とする。ただし、評議員会および理事会の決議によって次期理事に推薦する場合はこの限りとしない。

2. 任期中において定年に達した場合は、その任期を満了する日まで、定年を延長することができる。

第 2 章 服 務

〔理念遂行〕

第5条 役員等は業務の執行にあたって、以下の各号に定める事項を遵守する。

- ① 4 つの法人理念の実現
- ② 社会福祉法人としての地域貢献
- ③ 社会福祉法人としての経営確立
- ④ 法令順守

〔禁止事項〕

第6条 役員等は以下の各号に定める行為をしてはならない。

- ①職務上の地位を利用して、手数料・リベート・供応を受けるなど、職務の公正を害し、または害する恐れのある行為をすること。
- ②職務上の地位を利用して得た情報を利用し、不正な行為を行うこと。

第3章 報酬等

[報酬等]

第7条 役員等の報酬等は別途定める「役員及び評議員の報酬等に関する規程」による。

[改廃]

第8条 本規程の適用に疑義が生じた場合は、評議員会の決議による。本規程の改廃も同様とする。

附則 本規程は平成27年4月1日に施行する。
本規程は平成27年10月1日に改定する。
本規程は平成28年10月1日に改定する。
本規程は平成29年4月1日に改定する。
本規程は平成29年6月17日に改定する。
本規程は平成30年9月15日に改定する。